

鹿児島県と株式会社商船三井及び株式会社MOL CAREERとの
外国人材の活用による地域産業の活性化に関する三者連携協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と株式会社商船三井（以下「乙」という。）及び株式会社MOL CAREER（以下「丙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙丙が相互に連携して、それぞれの資源を有効活用した活動を推進することにより、外国人材の活用による地域産業の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して実施に向け取り組むものとする。

- 外国人材の活用支援に関すること
- 外国人材の定着に向けた支援業務、人材育成に関すること
- 上記（1）（2）におけるシンポジウム、セミナー、イベントの開催等に関すること
- その他相互に連携・協力が必要と認められる事項に関すること

2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙丙協議の上、その都度取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲乙丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更等を行うものとする。

（禁止事項）

第4条 本協定の実施にあたって、甲乙丙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

- 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがある行為
- 政治活動又は宗教活動を伴う行為

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定が満了する1か月前までに、甲乙丙のいずれからも書面による特段の申し出がないときは、期間満了の日から1年間、本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲乙丙は、連携事項の実施に向けた取り組みに当たり、すでに公知となっている情報を除き、相手方から知り得た機密情報及び関係者の個人情報等（以下「秘密情報」という。）を守秘し、本協定の目的の範囲内でのみ使用する。当該相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者（乙の親会社その他本協定に関し開示が必要な者を除く。）に開示又は漏洩してはならない。ただし、各種法令等に義務付けられた開示を実施する場合については、この限りではない。

2 甲乙丙は、本協定が第5条に規定する有効期限の到来により効力を失った後も、前項による秘密情報の守秘義務を負う。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年6月2日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県
鹿児島県知事

塩田 康一

乙 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号
株式会社商船三井
ウェルビーイングライフ事業本部シニアエキスパート

小池 秋乃

丙 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号
株式会社MOL CAREER
代表取締役社長

渡邊 健太